

市民検証委員会第6回会議議事録

日時：平成23年7月25日（月）午前10時～

会場：市役所本庁舎5階 第1会議室

1 開催日時

平成23年7月25日（月）午前10時から正午まで

2 開催場所

市役所本庁舎5階 第1会議室

3 出席者の氏名

(1) 委員 高佐智美座長 佐々木勲副座長 後藤純委員 染谷勝之委員

宮本節子委員 進藤紀一委員 加藤栄子委員 小俣克彦委員

(2) 事務局 みんなでまちづくり課 榎本課長 後藤課長補佐

巖上主任 祖伝主事

市民活動センター 藤倉所長

4 会議の議題

(1) 前回までの確認について

(2) 条例第1～5章の検証について

(3) 条例第9～11章の検証について

(4) その他

5 公開・非公開の別

公開

6 傍聴者数

1人

7 会議の内容

別紙 議事録（概要）のとおり

8 議事録署名人の選出

佐々木委員、染谷委員

議事録

【事務局】	定刻になりましたので、草加市みんなでまちづくり自治基本条例市民検証委員会第6回会議を開催いたします。 会議を始める前に、事前にお配りさせていただいた資料の確認と説明をさせていただきます。 資料につきましては、前回第5回会議の議事録概要と、第1章から5章及び第9章から11章を一冊にまとめたもの、そして、条文の構成がわかる資料として他市区条例との比較表、これは1枚目が項目別の条文比較で、2枚目以降が、①草加市と②市民参加条例が別に定められている大和市と、草加市同様、③市民参加条例が定められていない三鷹市の3つの自治体の条文を、草加市の条文を基本として比較したものです。 また、他自治体の参考資料として、宮本委員から子どもの権利についてという事で情報提供いただきました北海道の札幌とニセコの自治基本条例を送付させていただきました。 資料の説明は以上になりますが、お手元にはない資料はございますか。 それでは、次第にそって進行いたします。 はじめに、高佐座長よりご挨拶をいただきます。
【座長】	皆さんおはようございます。お忙しい中、お集りいただきありがとうございます。月1のハイペースで皆さん大変かと思いますが、最後までよろしくお願いします。
【事務局】	ありがとうございました。それでは、議事に入りたいと思います。高佐座長よろしくお願いします。
【座長】	はじめに、会議の公開について、委員の皆様におはかりいたします。草加市みんなでまちづくり自治基本条例市民検証委員会設置要綱の第7条によりこの検証委員会の会議を公開としてよろしいでしょうか。 出席委員の異議がなければ、傍聴を許可します。

【座長】	次に、議事録の署名人について2名指名いたします。本日は、委員名簿の順番で、佐々木委員、染谷委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。 それでは、次第にそって進行していきたいと思います。 <u>1. 前回までの確認について</u> 事務局より資料について説明があります。
【事務局】	資料についてご説明いたします。 資料につきましては、前回第8章後半部分の検証を終了しましたので、条文毎に意見をまとめたものをご報告します。 【第8章 各条のポイント報告】 【補足：市議会の検証委員会の出席について】 資料の説明につきましては、以上になります。
【座長】	ありがとうございました。それでは、資料について、委員の皆様のご意見等はございますか。 特になければ、次の議題に入ります。 <u>2. 第1～5章の検証について</u> 第1章から5章について、今回は1章ずつ確認していきたいと思います。 まず初めに、条例全体の構成から確認したいと思います。 資料について事務局より説明があります。
【事務局】	それでは、資料についてご説明いたします。 条例全体の構成を再度ご確認ください。 黒丸がついているのは、各市区の自治基本条例において規定がある事を示しており、逆に横棒マークがついているのは、規定がない項目です。 項目に横断的に色がついているのは、ここで挙げた自治体の項目と比べたときに草加市にない項目です。 項目としましては、大きく分けて、前文、基本原則、市民、議

	会、行政、市政運営、参加・協働、住民投票とその他に分類し、市民参加条例を別に持つ自治体と、持たない自治体両方について、比較しています。 1枚めくっていただいて3ページ以降をご覧ください。概要を簡単に説明させていただきます。 【比較表音読】 資料の説明は以上です。
【座長】	それでは、条文の検証に入りたいと思います。構成については、条文の検証が終わった後で、まとめとしてご意見をいただきたいと思います。 まず初めに、前文と併せて、第1章について、事務局より資料の説明をお願いします。
【事務局】	それでは、章ごとの検証資料をご覧ください。 現在までに進めていただいた検証は、委員の皆様の生活や市民活動の中で関わりの深い具体的項目について、先に検証していただきました。 本日検証に入る「第1章から5章」は比較的理念に関わるもの、つまり自治基本条例の方針や位置付けから市民・市議会・市それぞれの役割に関するものが規定されております。 -前文- 【条文音読】 【条文説明】 -第1章（総則）- 【条文音読】 【条文説明】 資料の説明につきましては、以上です。
【座長】	まず、前文について、何かご意見はありますか。
【座長】	単純な疑問ですが、なぜ「デモクラシー」がカタカナ表記なのか。

【委員】	自治基本条例の制定時に中心となった市議会議員の方によると、デモクラシーというのはイコール民主主義ではない。私たちはできるだけ日本語で表記したいと主張しましたが、デモクラシー＝民主主義ではなくて、何やらアメリカでのデモクラシーの発端からの話で、どうしてもこの言葉を使わないとその意味が出せないと主張されました。そのような主張に基づいて、結果的にこれでいく話になりました。
【座長】	つまり、アメリカ憲法史的なデモクラシーという、意思がはっきりしているのですね。
【委員】	前文からして、この自治基本条例が機能しないような内容になっていると思います。分かりづらいというか、自分たちは何をやっていいの、どうしたらいいの、ピストルを持って自衛をするのですか。日本でそういう事があり得るのか、草加でそういう事があり得るのか。自分たちはそんな事までしなくても、街はやっていける気がするのですが。
【座長】	直接民主制の精神という理念でアメリカ的なデモクラシーを使い続けたのだらうと思うのですが。なぜカタカナなのかと引っかかるところはありますが、立法意思がはっきりしているのでそれはそれで結構だと思います。
【委員】	「市民の市民による市民のため」の存在という言葉についても、それなら何のために市会議があるのか。それで市と市会議員と行政が一緒になってやらなければいけないという、この自治基本条例の基本はおかしいのではないのでしょうか。もっとシンプルでいいと思います。
【座長】	「デモクラシー」とか、「市民の市民による市民のため」というのは、おそらく立法者の方がアメリカ憲法に思い入れが深いという事でお使いになっているという意図は分かりました。
【委員】	条例を作る時に、思いが強い人に前文を書いてもらい、思いを述

	べてもらった方がいいと思います。
【委員】	別に前文を変えなくても、これによって本当にまちの中が活性化されるのならば、前文がどうであれ、まちがよくなる事に関しては異論がないはずです。だから、この条例を使って、まちがどうしたらよくなるのか、実際に行動を起こす事を考えた方がいいと思います。条例や条文や規則に縛られる事なく、単純にまちを良くしよう、活性させよう、みんなが幸せになろうという事のために何かをやっていけば、それでいいと思います。あまりごちゃごちゃと多くのを加えてしまったので、分かりにくくなっていると思います。
【座長】	前文自体は他の条例と比べてシンプルですよ。
【委員】	ただ、日本人の感覚ではないと思います。
【委員】	1人1人が自覚を持って責任を果たそうという事ですが、そこには建国の精神のようなものがあるから、デモクラシーとリンカーンの言葉があるのです。
【委員】	今までの日本の社会において、良い事をやろうとすると足を引っ張る人がいて、理屈をつけて様々な事を言うので、条文を加えた経緯があると思います。それが行き着く所まで行ってしまい、いい加減にしてくれという所まで来ているので、条例等により縛られない、シンプルにいいまちをつくるという事だけ謳っていればいい気がします。
【座長】	他に何かご意見ありますか。 ないようでしたら、では、第1章第1条について、何かご意見はありますか。 ないようでしたら、第2条について何かご意見はありますか。
【委員】	第1条と第2条が絡んできますが、第1条の目的が市民自治の実現とパートナーシップによるまちづくりであり、この定義が第2条

	に書かれています。結果的にこの条例が5年経ってどうなったのかというように、最後に元に戻ってくるのがここなのです。5年経って市民自治が実現され、パートナーシップによるまちづくりが進んだのかという事が問われます。定義の部分の「市民自治」「まちづくり」や「パートナーシップ」が分かりやすいとか分かりにくいとかいう話から始まり、結局、この条例を作ってどうなったのかという事になってしまうと思います。問いかけですみませんが、この定義が分かりやすいのかどうかという事を皆さんに率直に聞いてみたいと思っています。例えば、第2条(5)の「パートナーシップ」で「対等な関係」と書いてしまうと、この後苦しくなってしまいます。対等な関係をどうやって作るのかという話など、分かりやすいのか分かりにくいのかと言った事があると思います。
【座長】	「対等」がキーワード的な言葉だと思います。第4条にも出てきます。特に、市民と市議会、市役所との間に対等な関係が築けるのかどうか議論の中心だと思いますが、前回お話がありましたが、議論しても投げっぱなしというか、一方通行な所があるので、対等性はどこまで担保されるのかという事があります。
【委員】	条例に書いてある細かい事、例えば「誰もが幸せなまち」などは、定義なのに定義が必要な事が多く含まれており、分かりにくいと思います。根源的な事として、対話を入れるか入れないかは別の話として、対等ではない、要するに市民の力はまだまだだという話が沢山出て来た訳ですから、対等にするまで持ち上げていくとか、テンパーメントするという話を入れなければいけなくなるとか、市民・市議会・市の対等な関係というのは、具体的にどのように、どの条例で担保するのかを議論しなければいけないと思います。
【委員】	対等というのは、決める時に1対1の多数決で決められる対等なのか、ただ対等にもものが言えるだけで決める時は一方に力があるという事なのか、言葉的にはどうですか。対等とは、1対1で言いたい事が言えるという意味だけで対等なのですか。
【委員】	基本的には、パートナーシップに関してだけ言えば、契約の話に

	なります。決める所までいきます。
【委員】	何に関しても、市長が提案して市議会を通らないと物事が決まりません。では、その時に、市民は対等であるといっても、決める1票というのは市議会議員に託しています。という事は、市議会議員から下がってきた段階でみんなで話し合っても、何を言っても自分たちは1票を持っていないので、決める事に関しては対等ではないですね。
【委員】	パートナーシップの根源的な事によると、限定的な関係という事になってきます。つまり、世の中を市民・市議会・市という3つに分けておきながら、やはり3つを合わせてパートナーシップというのは、分けたものをまた合わせるという話になるので、限定的な状況において、そういう瞬間に対等という事、その瞬間だけ対等という事になると思います。
【委員】	きれい事を言ってごまかされているような気がするのですが。
【委員】	やはり、最高規範だからきれい事になってしまいます。
【委員】	例えば、ある会議で決まった事に意見をしたら、1対1なので、住民投票をしてもう1回決をとりましょうという事になるのですか。
【委員】	やはり、何か限定的な状況です。みんなでまちづくり会議におけるパートナーシップについて言うと、提案があり、行政から答えが出てきて、気に入らなければ議会に対して意見を言う事ができる、という関係では成立しているような気がします。では、他の部分ではどうかと言われると、場面ごとに何を以て該当するかという事もあり、難しいですね。あるまちづくりで、市民と市と市議会が関わるような場面で、対等ではないと感じた事、対等ではなくて困った事について議論して、次の5年後に向けて何をしてパートナーシップと言うのかを議論していく必要があります。

【座長】	「対等」に決定権を含める、という話になりますが、ここでは、意見表明の機会が保障されているという点に重点が置かれています。一方的にこのように決まりましたと言われる関係ではなくて、決められた事に対して、きちんと意見を伺う手続き的な権利が保障されているという事をもって対等と言っていると思います。全体としてはそのような感じを受けます。決定権という所までいってしまうと、例えば住民投票で議会の決定を覆させる権限を与えなければいけなくなってしまう。そこまでできないので、アクセス権が保障されている所が主眼だと思います。この条例の全体の趣旨がそういう事だという感じがします。
【委員】	説明責任だけではなく応答責任も入れているので、そのような意味ではパーソナリティーとレスポンスビリティがあり、パートナーシップによるまちづくりだなという、部分的に見ると納得できる事が多くあります。
【委員】	定義としては、細かい所を抜きにして平等ですよという事を謳っているのです、これでいいと思います。でも、機能しているかと言えば、なかなか機能していないですね。
【委員】	言いたい事は、どこまでいっても全て回答が落ち着く事はないはずなので、社会が変わるような事がない限り、我々が理想とする対等な関係にはなりません。だから、この一文がある事により常に不満が残ります。前向きに変えるという形をとるのか、それとも、これは建国の精神的なものだから明確にするために残しておくのかという事です。 対等という言葉があるために、常に対等だとか対等ではないという議論になってしまいます。これは理念だからというのは分かりますが、変えるか変えないかは別として、説明する機会があればいいと思います。特に市民活動の経験がない人には引っ掛かる言葉です。ですから、もう少し工夫の余地があると思います。
【委員】	どこまで信頼するかという事ですよね。

【委員】	そうですね、どちらかと言うと、対等よりも信頼の方が重要だと思います。
【委員】	対等を削除してはどうですか。努力するという事ならば、いいのですが。
【委員】	前文にある「デモクラシー」について考えると、対等でなければいけない永遠の課題なのです。
【座長】	「対等」という一文をとってしまうと、対等でなくてもいい事になってしまいます。難しいですね。
【座長】	それでは、第2章について、事務局から説明をお願いします。
【事務局】	第2章（基本方針と基本原則）について、ご説明します。 【条文音読】 【条文説明】 資料の説明は以上です。
【座長】	それでは、第3条について、何かご意見はありますか。 ないようなので、第4条についてご意見はございますか。
【委員】	第4条に「対話性」を入れるという事は別として、理念としてこうあるべきだという事、パートナーシップによるまちづくりの在り方は分かりますが、手段としてどうするかという点では、「対話」を入れておくと、後々皆さんの本当の思いが実現できると思います。対等な立場に立ったまちづくりとか、相手を尊重して理解するというのは、市民や市議会といった全く別のカテゴリーの人との対話から始まると思います。そして、2点目は、やろうと思って前に出て行く人の足を引っ張らない事が必要だと思います。頑張っ前に行こうとする人を応援する事はあるかもしれませんが。パートナーシップという事は、市や市民は既に自立しているという関係で成立していますが、市民は持っている情報が少ないので、きちんと情報を伝える等の育成や支援が市民のレベルアップに繋がると思いま

	す。ですから、支援性と言ったら変ですが、今回検証してきた中で、支援と対話をどうするかという事について、原則の中に入れてもいいと思います。7つの原則にこだわらず、5年間の中で大切な事が見えてきたら、4条の原則に入れておけば5年間の成果を見せるポイントになると思います。
【委員】	対話は必要だと思います。相手の立場に立って主張して理解する事が必要ですが、理解するには話し合いが必要です。対話の中でお互いを理解しなければいけません。
【委員】	対話によるまちづくりというのは、どこかに出てきますか。
【委員】	まちづくりの系統を調べると、アメリカ系は殆ど対等という言葉がでてきますが、ヨーロッパ系は対話や話し合いでまちづくりの仕組みを作っており、話し合う中で論点を出す事が重要であり、決めるかどうかは別です。市民は対等な立場で議論して、論点をきっちり出していく。でも、決めるのは議会や市長や選挙です。これは、どちらかと言うと、従来の議会と行政の中に市民も入って決めていくという事に主眼を置いています。対話が入ると2本立てになります。これを整理するとなると難しいかもしれません。
【座長】	キャッチボールができるシステムが不十分だという感じがします。対等を貫いてしまうと、アメリカのように住民投票で自由に決められるという事まで必要になり、それは想定していないと思います。今おっしゃったように、意見を表明する機会が保障されていて、皆が自由に意見を言える事を理念として置いているので、やはりどこかに明文があった方がいいと思います。対等を消さなくてもいいと思いますが、実際問題としては、皆が意見を出し合って議論し合う場所があって、最終的には市か市議会が決めるのですが、少なくとも意思決定に市民が関与できる場があるという事は、明文にした方がいいと思います。
【委員】	確かにそのとおりだと思います。この条例自体が対話型でなければ機能しないような所があるので、それはぜひ入れて欲しいと思い

	ます。
【座長】	例えば、第4条2項で対話、3項で市民育成を入れてはどうでしょうか。草加市民像をどのように捉えているのでしょうか。第3条で「自立と自律によるまちづくり」とあり、凄くしっかりした市民を想定しているのかもしれませんが、あまり現実的ではないので、市民育成や支援を入れてもいいのかなという感じがします。
【委員】	自治基本条例に市民はまだこれからなのだという事を提示するのは画期的ですね。
【座長】	或いは、市民育成や支援というのが若干上から目線的であれば、例えば3章の市民の権利として、支援を受ける権利が保障されるという形で入れ込んでもいいと思います。だから、積極的にまちづくりに参加したい時に、こういう支援を受ける権利がありますよという事を入れてもいいと思います。
【委員】	市民検証だからこそ言える事かもしれませんよね。市民が支援を受ける権利があってもいいかもしれません。
【委員】	この条例には、市民レベルが上がらないとまちがよくなりませんよという考え方が当然あると思います。ただ、市民も行政も今のままが一番楽なのです。だから、情報も流さないし対話もしないというのが現状だと思います。行政は運用規則のようなもので情報を流す必要がありますし、市民も今のままでは駄目なのです。自分たちが出来る事を考えましょうよと示唆できる仕組みを作る必要があります。この条例を見直しても、今の方が楽だと考えていたら何の役にも立たないし、最高規範と言っても何の意味もありません。ただ、この5年間は条文もそうですが、それより運用されていない事が大きな問題で、条例については市民の意見が入っていますが、運用については市民の意見が入っていません。この条例は、まだ殆ど使われていませんよね。まちに住んでいる人がもう少しレベルアップするには、自分たちがどれだけ努力できるか等、もっと根本的な事を考えないといけません。市民側だけでなく、役所側も運用に力

	を注いでいただきたいと思います。ここでの議論が無駄にならないためには、運用についても考えて欲しいです。
【委員】	草加市には美しいまちづくりを行っている団体が120位あり、誇りに思います。我々は特定の人たちを市民と言っており、一般の市民は町会等とは全く関係なく市のために動いているのが事実です。今後、草加市民が増えた時に根本的な条例がないと、何かあった場合に方向性が示せないなので、この自治基本条例は大切な条例です。我々が委員として伝えていくため、検討する事は大切です。ただ、分かりにくいという点について、どうしたらみんなに分かってもらえるのかは我々の課題です。例えば、新しく引っ越して来た人は町会に入りにくいという事があるので、自治基本条例をしっかりと見ながら、一員としてやっていければと思います。
【座長】	他に意見はありますか。ないようなので、第5条についてご意見はありますか。
【委員】	5年間で新しくできた条例関係は、この条例の趣旨をどのように尊重したのかを知りたいので、そのデータがあればいただきたいと思います。新しい条例を作る時に、この自治基本条例がどのように参照されたのか、また前文にその趣旨が書かれているかという事もありますし、条例を作る際のパブリックコメント等にも引っ掛かると思います。ですから、この条例が最高規範である事をどのように位置づけるのか、最高規範としての使い方のようなものは、規則等で決める事が必要だと思います。前回説明があった災害に関する基金の条例でも、条例に基づいた精神で作られているのか否か気になるので、最高規範性を具体的にどのように担保するのか、その辺りを知りたいと思います。
【座長】	資料の最後、第30条の条文の下に、草加市みんなでまちづくり自治基本条例の施行後につくられた関係条例としていくつか挙げられています。例えばこの規則の中に、最高規範である自治基本条例の精神が入っていますよというのをリストにするという事ですか。

【委員】	最高規範としてかなり抽象度が高いものを作っているの、その運用規則がどの位なのかという事がよく分からないし、もう少しあると思うのですが。
【委員】	ここに挙げられている上から2つと最後の規則や条例は、この条例ができた事により設置された規則や条例です。そこに最高規範だという事は書かれていませんが、これに基づいて作られているものですから、これを参考にしても委員が言われたものの検証にはならないと思います。ですから、前回事務局から話があった災害基金のように新しくできたものや観光基本計画のように別の分野のものにも反映していくべきだと思います。
【委員】	やはり、自治基本条例から派生して作られた条例等には当然繋がるのですが、これとは違う分野でできたものをどのように繋ぐのかは、規則等で作り込む必要があると思います。最高規範だという事であれば、他のものとの関連をどうするかが問題になります。
【委員】	この後作られたものはどうなっているのですか。自治基本条例は平成16年度に制定されましたから、結構年限が経っていますよね。
【委員】	最高規範というのは、条例の中の最高規範という意味ですか。草加市が行政を運営する上で何が基本となり、何が最高なのですか。
【事務局】	草加市が制定できるのは最高で条例ですが、法律を優越できません。
【委員】	最高規範という事を勘違いするかもしれません。草加市が何かを行う時は、この自治基本条例によってみんなが動くのだ、市民に対して最高規範というから、行政が何かを行う時にはこれが元になって物事が決まるのだというように勘違いするかもしれません。自分も思っていました。
【事務局】	市の条例制定権の中で最高に位置づけられた条例という解釈で

	す。市として制定する条例の中で最高だという事です。条例はやはり国の法律に基づいています。
【委員】	ここで言っているのは、条例の中で最高であって、全ての中ではないですね。
【委員】	草加市で決めるものとしては最高ですという位置づけです。だから、国が決める法律は国であり、国には憲法があるわけで、それに当たるものが草加市の自治基本条例ですよというのがこの時に最高規範という言葉を入れた趣旨です。
【委員】	まちづくり条例の中で最高規範となる条例ですね。
【委員】	そうではなくて、草加市で作る様々なものの最高位に属する条例だという位置づけでこの自治基本条例は作られました。ただ、この自治基本条例が作られる前に作られた条例はたくさんあり、それをどうするかは分かりませんが、これを作った時点では、草加市で何かを決める時には自治基本条例を憲法だと思ってやりなさいよというものです。
【委員】	草加市を運営していく時に、条例によって縛られる項目が100%あるとしたら、何%程度の業務がこの条例によって縛られるのか教えていただきたいと思います。
【事務局】	パーセントで表現するのは難しいですが、条例制定権は市町村に与えられている権利であり、それとは別に国が制定する法律等があります。あくまで草加市がもっている条例制定権に則った、条例を制定する上で最高のものがこの自治基本条例です。
【委員】	例えば、草加市の年間の予算を執行するにあたり、この条例で縛られるものはどの位ありますか。
【事務局】	基本的には全て何らかの条例や規則等に基づいています。それには上位法令があり、上位法令に則った形の条例になっているので、

	それが何%かというのは難しいです。
【委員】	例えば、市で用水や道路工事を行う際に、この自治基本条例は関係するのですか。病院を改築するにあたり、条例でこのようになっていますからこれには支出できませんよというような縛りは出てきますか。
【事務局】	当然、対象となる経費には何らかの決まりがあって決定していますので、基本的には反映させた形になっています。
【委員】	草加市の最高規範であり草加市の憲法であるという事で、それに基づいて草加市の行政が決まると思っていましたが、話を聞いてみると違いますよね。まちづくりという意味について、どの範囲までがまちづくりと言うのかも問題ですが、最高規範ですと言った時に、草加市の行政が全て自治基本条例に関係していると思ってしまいますよね。
【事務局】	今の質問と議論についてですが、最初の検証委員会で皆様に配らせていただいた資料の中に、各所管課がどのような計画をもっていて、それに基づいて事業を行っているという事を表したものがあります。自治基本条例に謳われている基本方針に則って各種計画を作りますが、中期基本計画の中で事業化されていて、その事業に関する計画に基づいて執行しているので、基本的に関係する条文は第3条の基本方針であり、市としましては、基本計画の中の事務事業に予算があり、道路工事や福祉の施策等を行っているというイメージを持っています。
【委員】	私の個人的な考えでは、100%だと思っています。国の法律があろうがなかろうが責務が書かれているので、この通りにやらなければいけないのです。問題は、国の方針と市の方針が違うために衝突した場面がこの5年間でどの位あって、この自治基本条例があるから絶対に吞めないという状況がどの位あったのかという事だと分かりやすいかもしれません。その時に、市の職員や議会はこの条例の精神を持っていて、国から言われてもできませんと言う事がどの

	位あったか知りたいと思います。理想的には市議会や市長や市民等、１００％がこの条例に縛られていると思います。
【委員】	条例について書かれている資料はありませんよね。この資料は計画についてなので、自治基本条例が制定された後にできた条例について調べていただきたいと思います。
【委員】	この最高規範との関係で、どのように他の条例と繋げるのかという事ですよね。
【委員】	そうですね。ですから、この資料は少し違いますよね。
【委員】	はっきりと規則等で定められてないので、何があったのかと言われてしまうのです。新しく条例を作る時に、この規則に基づいて委員が選ばれて議会にかけられていますとか、条例の前文にはこの自治基本条例の精神が書かれていますよという事になってくると、この５年間に自治基本条例が使われているのだという事が分かります。その辺りで工夫が必要だと思います。
【座長】	他にはよろしいでしょうか。では、第３章について説明をお願いします。
【事務局】	第３章（市民の権利と責務）について、ご説明します。 【条文音読】 【条文説明】 資料の説明は、以上です。
【座長】	では、第６条について、何かご意見はありますか。
【委員】	先程議論した市への話を入れるならばこの辺りがいいと思います。
【座長】	第６条の１項「まちづくりに関して、意見を表明し、提案する権利」が最初があり、２項で「まちづくりを行う権利を有します」と

	なっています。２項はまちづくりに積極的に参加する権利がありますという理念であり、抽象的なものです。まちづくりに参加する権利を最初に言って、その具体的な中身として意見表明権がありますよという順番なら分かりますが、最初に意見表明権がありますよというのは、裏を返せば意見表明権しかないですよという、最初から限定された印象を受けます。最初に意見表明権を持ってくるのと、結局与えられている権利というのは意見表明権だけなのだという事を強調してしまうので、順番的によくない印象を受けてしまいます。他の条例と比較しても分かりますが、大和市や三鷹市では、参加する権利があるとかまちづくりを主体的に行う権利を有するという文言が最初に書かれており、その後に具体的な説明がされています。なぜ最初に意見表明権なのか、メインの権利を最初に持ってきたのかなという感じもするのですが、順番的にもったいない印象を受けました。
【座長】	では、第７条について、何かご意見はありますか。
【委員】	こういうクレームはやめてくれとか、逆に市民が責務を果たせてなかったという事を行政側から出してもらえればいいと思います。つまり、対等ではないですよ。逆に聞いてみたいのは、こういうのは困るとか、こういうので結局いつも止まってしまうとか、困った事を挙げてもらえると、市民としては自分達で片付けなければいけない問題がでてきます。市民の中でも「こんな人がいるよね」といった話になるだろうし、市民検証委員会だからこそできる事だと思います。市民の責務を果たせていない部分について、検証委員会でも、次回以降のフリーディスカッションで議論できたらいいと思います。
【座長】	結構、危険性を感じます。例えば、文句を言いたいけれど萎縮してしまう効果や、積極的にまちづくりに参加しましょうね、努力しましょうね、という努力規定に留めるならいいですが、まちづくりへの参加を道義的な責任として一定の強制をかけてしまうと、逆にあるべき市民像を要求する事になってしまいます。例えば極端な話だと、障がいを持っている等で市政に参加できない人は市民の責務

	を果たしてないという事になってしまうので、やり方を慎重にしないと危険だと思います。それとの関連で、3項の権利濫用規定で「公共の福祉、次世代との負担と市の将来を考え、権利を濫用しません」とありますが、前条2項でお互いを尊重し、思いやる精神を基本としてまちづくりを行う権利を行使するのだから、公共の福祉に反する必要性はなく、権利濫用の規定が必要かという事、そして、市民と市議会と市は対等であるとしながら、なぜ権利濫用規定が市民にだけ設けられているのかという事が凄く疑問です。市議会と市には責務しか書かれてないのに、市民にだけ権利濫用規定があるのはどうしても引っ掛かります。できれば削除していただきたいと思います。公共の福祉の使い方少し引っ掛かります。立法意思がはっきりしていればいいですが、何となく加えたのであれば、ない方がいいと思います。つまり、草加市の最高規範であり、草加市がこう考えているというメッセージ性があるものなので、あまり誤解を招く条文はない方がいいと思います。
【委員】	法律上ではそうですが、市民は濫用していると思っているのかもしれない。そうだとすれば、こっそり思っていないで言って欲しいというのが先程の趣旨です。ただ、権利濫用の規定を設けるならば、他の市と市議会にも必要だと思います。本音と建前の部分です。この条例は建前が立派すぎて、本音の部分をどのように繋ぐかが難しいと思います。
【座長】	建前が立派なのに、こういう所にむき出しの本音が出ているので違和感があります。
【委員】	濫用の規定は違和感がありますよね。
【委員】	条例を見ると、第7条3項で「公共の福祉」とありますが、行政の中にはいろんな課題がありますが、なぜ福祉だけ挙げられているのでしょうか。
【座長】	そもそも公共の福祉をどのような意味で使っているのか、多分漠然とした意味で使っており、憲法的な意味での公共の福祉ではない

	と思うのですが。やはり言葉的に引っ掛かります。
【委員】	まちづくりに関して、市民にどのように参加してもらうかという事なのに、ここだけ福祉が出てくるのはなぜだろうと思います。
【委員】	1 項・2 項は納得できるのですが。
【座長】	次世代への負担と市の将来という具体的なもののなかで、公共の福祉だけ抽象的です。
【座長】	他に何かありますか。それでは、第 4 章に入ります。 事務局から説明をお願いします。
【事務局】	第 4 章（議員と市議会の責務）についてご説明します。
	【条文音読】
	【条文説明】
	資料の説明は、以上です。
【座長】	第 8 条について、何かご意見はありますか。
【委員】	市議会はこの条例について、どのように努力をしてきたのかを知りたいと思います。文言ベースよりも、市議会はどうですか、というような話し合いを持つ仕組みがあればいいと思います。
【座長】	他にありませんか。では、第 9 条について、何かご意見はありますか。
【委員】	市議会が考える市民の情報公開や参画にはどのようなものがあつたのか、知りたいと思います。市議会における市民参加が分からないので、どのようなのか教えていただきたいです。例えば、それぞれの政党の枠から議員が 1 人出てきて、定期的に全ての地域をまわって意見交換会をやる事は、まさにこれですよね。また、議会で新しく制定された条例について、議員が政党の立場から地域ごとに説明会を開催してまわるような事は、まさに理想的ですよね。

【委員】	この条例の目指す所は、いずれは議員に代わって市民のボランティアで運営する事を目指しているのですか。そのような所を目指している事が書かれていますよね。
【委員】	ご指摘は本質的だと思います。これだけ市民自治・住民自治という事は、将来的に議会のあり方は問われると思います。議会のあり方が問われるのはどこの自治体でも同じであり、議員はいらないのではないか、議会軽視ではないか、直接民主主義をやるのかというのは、常にクレームがつくポイントです。その時に、そうではなくて議会が必要ですというのがこの第9条です。直接民主主義の話が出てきて、市民が提案すれば政策が通ってしまう事が起きる状況がある中で、議員のあり方は絶対に変わっているはずです。それを受けてこの第9条を議会側がどのように変えてくるのか、そこはぜひ見せていただきたいと思います。
【委員】	議会は変わってくると思います。もし変わらなければ、議会の役割がないですよね。
【委員】	第8条で言う、審議能力と政策能力の高まりと共に、第9条の責務はどうなったのかという事ですよね。
【座長】	議員はこの条例をどの位認識されているのでしょうか。
【委員】	なぜ市民検証委員会のメンバーに議員が入っていないのですか。
【委員】	要請はしましたが、結論として行政が行ったのは庁内検証委員会と市民検証委員会で、分けて検証しているという事でした。
【委員】	でも、せっかくの会議なので、ぜひ参加していただきたいです。
【座長】	では、第5章の検証に入ります。 事務局から説明をお願いします。

【事務局】	第５章（市長と市の責務）について、ご説明します。 【条文音読】 【条文説明】 資料の説明は、以上です。
【座長】	第１０条について、何かご意見はありますか。
【委員】	市民は公共の福祉ですが、市長は市民福祉となっています。意味が違うのでしょうか。よく分かりません。
【座長】	では、第１１条について、何かご意見はありますか。
【委員】	資料の補足についてですが、国の法律がなくなっても、最高規範である自治基本条例に基づいて実施していくという事ですよ。つまり、この条例が使われている一つの例だと思います。ですから、補足と書くよりも、使っている事のアピールとした方がいいと思います。
【座長】	地方自治法で義務付けがなくなっても、この文言をとる事は考えてないという事ですよ。
【委員】	最高規範だから、それに従ってやりますという、素晴らしい事です。
<u>３．第９～１１章の検証について</u>	
【座長】	それでは、第５章までの検証が終了しましたので、議事の３：条例の第９章から１１章の検証に入ります。 事務局から、資料の説明があります。
【事務局】	同じく、検証資料９ページをご覧ください。 第９章（住民投票） 【条文音読】 【条文説明】 年齢等選挙権を有する人の人数ではありませんが、参考に、住民

基本台帳人口を掲載しております。

また、9章につきましては、本日配布しました資料も参考にご覧ください。

まず、函館市自治基本条例策定検討委員会資料ですが、この中で、地方自治法に基づく条例制定の請求権として住民投票の制度があるという説明があります。

自治基本条例における住民投票の規定には、大きく分けて、常設型と非常設型があります。

非常設型は、住民投票条例の制定権についてがメインで、実際の実施については別に定めるとしています。

それに比べて、常設型は、請求に必要な連署の割合や投票権の有する年齢等が住民投票の実施内容に関わらず、常に同じ条件で実施する事となっています。

草加市の自治基本条例においては、非常設型のように、その都度投票できる人や結果の取り扱いを別に条例で定めるとしており、発議・請求の割合は、地方自治法に定めるものを使っています。

内容に合わせて、年齢や外国人の取扱等の検討をする事になります。

次に、「住民投票の実施状況」とある資料をご覧ください。

実施状況としましては、主に合併特例法を根拠とした合併に関わる事が多いようです。その他、産業廃棄物処分場設置について等があるようです。

長くなりましたが、第9章の説明は以上です。

【座長】 それでは、第9章第27条・28条について、ご意見はありますか。

【座長】 文言というよりも運用の話ですが、草加市では自治基本条例に基づく住民投票を行った事はありません。あまり知られてないのですが、50分の1以上の署名が必要なので、4,000人近い人を集めなければいけない事になります。ある市民が住民投票にかけたいと思った時に、何から行えばいいのか分からないと思います。ですから、時々広報等で住民投票について周知する等、アナウンスが必要だと思います。先程の育成や支援ではないですが、アピール

	する事が大事だと思います。
【委員】	署名を集め終わってから集め方が悪かったという事もあり得ますよね。
【座長】	それでは、第１０章・第１１章に入ります。 事務局から説明があります。
【事務局】	第１０章（条例の検証）について、ご説明します。
	【条文音読】
	【条文説明】
	この規定に基づき実施しているのが、この検証委員会になります。
	第１１章（委任）についてご説明します。
	【条文音読】
	【条文説明】
	ここに挙げている以外にも、直接的・間接的に関連する条例・規則等はもちろんたくさんありますが、ここには主なものを挙げています。
	資料の説明は以上です。
【座長】	それでは、第１０章・第１１章について、何かご意見はありますか。
【委員】	検証が全て終わった時、この検証結果はどうなるのでしょうか。
【座長】	先程から何度も話に出ていますが、最終的に条例を改正するのは市議会ですが、時間をかけて検証しているのに、検証報告書をしっかりと見て検討するのか否かは議会の意思に委ねられているのはおかしい話で、草加市では５年ごとに検証すると明確に決められているので、議会まで反映させる制度があればいいと思います。
【委員】	参考としてですが、ニセコは２回の見直しを行っています。その

	資料を配布していますので、見ていただけたらと思います。第３章で言うべき事だったと思いますが、市民の責務について、子どもも市民の１人ですが、子どもの事をより積極的にという事で、ニセコと札幌は特筆して書いてあります。できれば、子どもたちへの啓発という意味で、このような条文を新たに入れていただきたいと思います、情報提供をさせていただきました。説明については次回にまわしていただきたいと思います。
【座長】	それでは、次回に詳しく説明していただく事にします。第１０章第１１章の検証についても、次回詳しく取り上げたいと思います。
【委員】	できれば、市民と市議会と市が議論してきたものがどういう所に行き着くのか、行政の方から見せていただきたいと思います。逆にそれを第２９条の規則にすればいいのではないかと思います。
【座長】	では、今の意見は次回にします。最後にご意見はありますか。
【委員】	次回の進め方について確認していただきたいと思います。
【座長】	今回は、もともと今まで検証した全体の見直しでしたが、全体の見直しに入る前に、子どもの問題をどうするかと、第２９条の検証をもう一度行います。
【委員】	先程、委員が言われた、この条例ができた後に市が策定した条例の資料提供をお願いしたいと思います。
【座長】	では、第３０条の関連で、この条例制定以降の条例について、特に関連しなくてもいいので、最高規範性が生かされているかどうかという点を含めて、資料提供していただきたいと思います。では、この３点を行った上で、全体の見直しを行いたいと思います。 それでは、本日の議事を終了いたします。事務局に御返しいたします。

【事務局】	長時間に渡りご議論いただき、ありがとうございました。次回の予定につきまして、８月２９・３０・３１日の間の夜間を予定しておりますが、すべての方の日程が確認できておりませんので、まだ決定はしていませんが、近日中にご連絡いたします。 それでは、これをもちまして、第６回会議を終了いたします。ありがとうございました。
-------	--

議事録署名人 佐々木 勲

議事録署名人 染谷 勝之